

監 査 報 告 書

私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、2006 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）における学校法人北陸学院の業務及び財産の状況を監査の結果、いずれも不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

2007 年（平成 19 年）5 月 24 日

学校法人 北陸学院
理事長 楠本 史郎 殿

監事

大 杉 弘 (印)

監事

水 邊 博 久 (印)